

横浜市立岩崎小学校いじめ防止基本方針

平成30年2月14日策定

令和 3年3月17日改定

令和 5年3月22日改定

¥

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめを防止等に向けての基本理念】

◎互いに認め合い、誰もが安心して生活できる場にするために…いじめを許さない子ども社会の実現

- ◆いじめの未然防止：よりよい人間関係の確立、自己有用感・自尊感情の醸成、日常的な授業改善
- ◆早期発見・早期対応：いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質向上
- ◆適切な対処・措置：児童や保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

委員会は、校長、副校長、児童支援専任、教務主任、学年主任、養護教諭で構成する。

必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の参加も求める。

② 委員会の運営

・月1回定期的に開催する。

※いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催することもある。

・校長等は、学校の組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

- ・いじめ事案に対して、本委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- ・いじめに関する情報収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・重大事態が起こった場合は、本委員会が中核となって調査を行う。

<未然防止>

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- ・子どもたちが中心となって、「いじめが起きない学校づくり」の活動が出来るように支援

<早期発見・事案の対処>

- ・ いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かを判断
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

<取組の検証>

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切な機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）
- ※ 「いじめ防止対策委員会」・・・本校組織「特別委員会」に位置付け、いじめ等の把握と研修の実施

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

<いじめの未然防止>

- 計画委員会を中心とした児童の主体的な取組の支援
- 授業づくり、集団づくりのための研修を定期的に行う
- YP（子どもの社会的スキル横浜プログラム）を活用した望ましい集団づくり
- よりよい人間関係を築くための「学校行事」をはじめとする特別活動や道徳教育の推進

<いじめ早期発見への取組>

- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- 定期的な学校生活に関するアンケートの実施
- インターネット等を通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進（主として高学年対象）
- 定期的な教育相談の実施 5月：地域訪問（希望性個人面談） 7月・12月：個人面談
- いじめの定義理解を含む職員研修（演習含む）
- 保護者、地域、関係機関との連携

<いじめに対する措置>

- いじめ防止対策委員会を直ちに開き、事実把握と指導の方針等を検討
- いじめ防止対策委員会の明確な役割分担（情報集約、記録、保護者対応）
- いじめ防止委員会において組織的な対応の徹底
- 被害児童の安全確保を最優先とした対応と保護者への支援
- 加害児童や保護者への指導と支援
- 学校運営協議会への協力依頼

<いじめの解消>

- 二次的なトラブルを防止するための対策を徹底
- いじめ行為を認めない児童の集団意識づくり
- 複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用も）、報告及び情報交換の実施

《いじめ解消の要件》

- ① いじめ行為が、少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ※少なくとも上記の2つの要件が満たされている必要があるが、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

<教職員等への研修>

- 児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施
- 全職員で、研修や説明会等で制度周知や事例検討し、法の確実な運用
- 「どの子どもにも起こりうる」という危機意識の醸成
- 教職員一人ひとりによる、いじめという問題に対する認識や取組姿勢、日頃の取組についての自己点検の実施
- 客観的なデータや資料に基づいた話し合いのため、児童へのアンケートを実施
- 自己点検やアンケート結果を基にした、共通認識づくりのための話し合いの実施
- 前年の立案段階から、年度当初の実施も含め、年間計画の作成

<学校運営協議会等への活用>

- 年3回行われる学校運営協議会で、「いじめ防止基本方針」を提案し、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進

<取組の年間計画>

月	取 組 内 容	
4	○年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ ○いじめ定義・児童理解研修 ○学年・学級風土づくり	学校いじめ防止対策委員会 (月1回・随時) いじめの認知・支援方針の決定
5	○地域訪問や個人面談(希望制)による生活実態の把握 ○いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式・教育相談)	
6	○学校生活に関するアンケート①、支援検討会、YP実施 ○教育相談①	
7	○横浜子ども会議①(中学校ブロックでの話し合い) ○個人面談	
8	○専任教諭夏季研修に基づく職員研修 ○横浜子ども会議②(区内小中学校との話し合い)	
9		
10	○教育相談② ○前期を振りかえっての研修「後期に向けて」	
11	○学校生活に関するアンケート②、支援検討会、YP実施	
12	○人権週間、いじめ防止月間の取組 ○いじめ解決一斉キャンペーン(無記名式アンケート) ○教育相談③	
1		
2	○職員研修	
3	○年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	○スクールカウンセラーによる相談	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告
- (2) いじめ防止委員会を中核として、直ちに対処
- (3) 再発防止を視点においた調査の実施。調査結果は教育委員会に報告
- (4) いじめを受けた児童や保護者に、調査によって明らかになった事実関係を報告

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。